いつもご愛読頂きありがとうございます。 I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 4 月 9 日号をお送りします。

\*=====\* Index======\*

# ▼ 法令情報

- >>> 新型コロナウイルスの影響により付加価値税及び法人税の納付期限が延長可能
- >>> 企業の新型コロナウイルス感染リスクの評価
- >>> 商品販売事業を行う EPE に対してサービスを提供する際の VAT について

#### ■一法令情報—

【税務】 新型コロナウイルスの影響により付加価値税及び法人税の納付期限が延長可能

\_\_\_\_\_

# =======♦♦♦♦♦

政府は新型コロナウイルスの影響を受けて付加価値税及び法人税の納付期限の延長に関する 2020 年 4 月 8 日付政令 Decree No. 41/2020/ND-CP を発行した。 延長が可能な対象企業について本政令第 2 条に記載があるが、 財務省の発表によると 98%の企業は当措置を適用できる。

本政令により、納付期限は延長されるが申告書の提出期限は延長されない点ご注意いただきたい。

延長後の納付期限は以下の通りである。

# 1. 延長後の納付期限

# 1) 付加価値税

- ・2020年3月分の納付期限は2020年9月20日(延長前の期限は2020年4月20日)
- ・2020年4月分の納付期限は2020年10月20日(延長前の期限は2020年5月20日)
- ・2020年5月分の納付期限は2020年11月20日(延長前の期限は2020年6月20日)
- ・2020年6月分の納付期限は2020年12月20日(延長前の期限は2020年7月20日)

- ・2020年第1四半期分の納付期限は2020年9月30日(延長前の期限は2020年4月30日)
- · 2020 年第 2 四半期分の納付期限は 2020 年 12 月 30 日(延長前の期限は 2020 年 7 月 30 日)

# 2) 法人税

- · 2019 年 12 月確定申告納税分の納付期限は 2020 年 8 月 30 日 (延長前の期限は 2020 年 3 月 30 日)
- · 2020 年第 1 四半期分予定納税分の納付期限は 2020 年 9 月 30 日 (延長前の期限は 2020 年 4 月 30 日)
- · 2020 年第 2 四半期分予定納税の納付期限は 2020 年 12 月 30 日(延長前の期限は 2020 年 7 月 30 日)

注意: 既に 2019 年 12 月確定申告納税分を納付済みの場合、確定申告納付時に納付した税額は、

今後発生する他の税額納付に振替充当することができる。いつまで振替充当できるかは不明確だが、

上記延長期限より 2020 年 8 月 30 日までの振替が妥当と考える。

# 2. 延長手続き

納税者は遅くとも 2020 年 7 月 30 日までに、本政令に付属するフォーム「納税期限延長申請書」

を管轄の税務局にオンライン、郵送または直接の方法で提出する。

本政令は2020年4月8日から有効となる。

# ※参考文献

2020年4月8日付政令 Decree No. 41/2020/ND-CP

【その他】 企業の新型コロナウイルス感染リスクの評価

\_\_\_\_\_

=======♦♦♦♦♦

ホーチミン市新型コロナウイルス(以下、COVID-19 」感染防止委員会は、 2020 年 4 月 6 日にホーチミン市における企業の COVID-19 感染リスクの評価基準に関する 決定 Decision 1203/QD-BCD を発行した。企業における COVID-19 の感染リスクは以下の 10 要素に基づき評価される。

- 1. 企業で働く労働者数
- 2. 工場で働く労働者の密度
- 3. アルコール消毒、手洗い場の配置
- 4. 勤務時にマスクをつける労働者の割合
- 5. 工場へ入る前に体温測定する労働者の割合
- 6. 食堂での労働者間の距離
- 7. 会社のバスで会社へ行く労働者の人数
- 8. 労働者の送迎場所の数
- 9. 労働者へのマスク配給割合
- 10. 夜間勤務の有無

上記要素の最大点数をそれぞれ 10 点とし、

合計点数を 100 で割った数値を企業の COVID-19 感染リスク指数として計算する。 上記要素それぞれの計算方法は添付の原文を参照いただきたい。

- ・COVID-19 感染リスク指数が 10%未満となる場合、 感染リスクのレベルは低く、企業は通常通り稼動できるとみなされる。
- ・COVID-19 感染リスク指数が 10~30%となる場合、 感染リスクのレベルは低く、企業は稼動できるが、感染リスクの指数を改善するため、 定期的にチェックしな%ければならない。
- ・COVID-19 感染リスク指数が 30~50%となる場合、 感染リスクのレベルは平均で、いずれかの要素で 7 点以上の項目が無いことを条件に稼動できる。
- ・COVID-19 感染リスク指数が 50~80%となる場合、 感染リスクのレベルは高く、感染リスク減少の対策があることを条件に稼動できる。
- ・COVID-19 感染リスク指数は 80~100%となる場合、 感染リスクのレベルは非常に高く、稼動を停止しなければならない。

本決定は 2020 年 4 月 6 日から有効となる。

なお、ホーチミン市以外の省・市については同様のガイダンスは発表されていないが、 上記は一つの指針となるため、企業活動継続の判断を行う際に参考になれば幸いである。

# ※参考文献

2020 年 4 月 6 日付決定 Decision 1203/QD-BCD

【税務】 商品販売事業を行う EPE に対してサービスを提供する際の VAT について

\_\_\_\_\_\_

=======♦♦♦♦♦

輸出加工企業(以下、「EPE」)が製造・加工を行わずに商品販売事業を実施する ケースが近年増えてきている。

EPE が輸出加工事業だけでなく商品販売事業も行う場合、輸出加工事業に対する付加価値税(以下「VAT」)の申告は必要ないが、商品販売事業に対する VAT の申告は必要となる。

したがって、輸出加工事業のみを行う EPE に対してサービスを提供する場合、 法令上 0%の VAT 税率が適用される。

一方、輸出加工事業と商品販売事業の両方を行う EPE に対してサービスを提供する場合に 適用される VAT 税率は法令上不明確である。

弊社は輸出加工事業と商品販売事業の両方を行う EPE に対し会計・税務サービスを提供する場合に

かかる VAT 税率について、ハノイ市税務局にオフィシャルレターにより確認した。

ハノイ市税務局は 2020 年 2 月 20 日付オフィシャルレターOfficial Letter No. 6806/CT-TTHT を発行し、

輸出加工事業と商品販売事業の両方を行う EPE に対してサービスを提供する場合、 以下両方の条件を満たすサービスは税率 0%が適用されると回答した。

- ・提供されるサービスが非課税地域において消費される。
- ・契約書、銀行送金書類、VAT インボイス (0%) などのサービスの提供を証明する書類が十分にある。

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.